

真庭市

行政評価に関する基本方針



平成 26 年 9 月

真庭市総合政策部総合政策課

1. 行政評価とは

政策等立案及び実施にあたり、市民目線による着想と考察や点検を行い、市内外の社会経済上情勢の変化を踏まえた客観的な行政評価を実施し、評価結果を着実に反映させることが必要不可欠となっている。行政評価は、適切なデータを活用し、科学的な知見に基づいて、行政自らが評価を行うことで、効率的で質が高く、かつ総合計画等の政策達成の成果を重視した行政の推進と高度化した行政責任への対応を行うことができるとともに、市民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を徹底するものとして位置づけられる。

2. 目的

真庭市が行う政策、施策、事務事業（以下、「政策等」という。）の評価に関する基本的な事項等を定めることにより、行政評価の客観的かつ厳格な実施を推進し、その結果を政策等へ適切に反映させるとともに、行政評価の過程と結果に関する情報を公表し、もって効果的かつ効率的な行政の推進に資するとともに、市の行政活動等について市民に説明する責務がまっとうされるようにすることを目的とする。

3. 方向性

各部または各課は、所掌事務に係る政策等について、適時に、その効果（当該政策等に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が市民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。以下同じ。）を把握し、これを基礎として、重要性、効率的実施、実施必要性、長期的な実施の見通し、終期設定の可能性、実施主体性の観点や、自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない。

4. 基本方針

(1) 行政評価実施に関する基本方針

行政評価は、「評価（Check）」「改善（Act）」「企画立案（Plan）」「実施（Do）」のマネジメント・スパイラル（MS）の制度・システム化された中で実施する。また、行政評価は、評価の実施過程及び評価結果を市民に公表する。

MSを有効に機能させることで、行政の政策形成能力及び意識改革が進み、市民への説明責任を徹底させ、行政に対する市民の信頼を向上させる。

同時に、MSの過程を通じ、各制度や計画・事業実施の改善、発展を図り、政策達成を企図する。

客観的な行政評価を各政策等間で統一的、総合的かつ厳格に実施し、実施過程及び結果を共有することで、市行政の効率的な推進を行い、政策達成に向け均衡のとれた事業実施を行うことを目指す。

(2) 行政評価観点

行政評価は、以下の観点から客観的かつ総合的に評価する。各観点は、並列な関係あり、評価を実施することで、政策等の改善点を明らかにしていくものである。

「相対比較」

他の政策等との比較（相対評価）し、政策達成への寄与度、実施の重要性や必要性を計測する。

「効率的実施」

政策効果と政策実施に伴う費用の関係など費用対効果について評価する。

（他市比較、妥当性、市民一人当たりのコストなど）

定量評価（個別的指標）と費用を反映する。

「実施必要性」

政策等の実施についての市民ニーズの有無や社会状況からみた妥当性、実施しない場合の影響の大きさなどを測定する。

「長期的な実施の見通し」

将来の財政的な見通しや予測を測定する。

「終期設定の可能性」

実施の長期的見通しから終期設定の可能性を計測する。

「実施主体性」

当該政策等を行政が主体として担うことの必要性または妥当性を計測する。

(3) 政策効果の把握

政策効果の把握にあたっては、対象となる政策等の特性に応じて行う。可能な限り客観的な情報やデータ、事実を用いる。その際、経年比較や他事業比較、他市比較を前提に、継続性や他事業や他市との共通性のあるものを優先する。

(4) 事前評価実施

事前評価は、政策等の決定に先立ち政策等の実施により得られる効果などを測定し、政策実施の決定の妥当性を評価することを目的とする。

事前評価で用いるデータは、原則として事後評価でも用いるものとし、事後の効果測定にあたり使用する資料及び計測すべきデータを明記することとする。

原則として、政策等の決定にあたっては、事前評価の実施を必須とする。

(5) 事後評価実施

事後評価は、政策等の実施効果を測定し、政策等の見直し、改善や新規政策等の企画立案に反映させることを目的とする。

事後評価は、原則として事前評価で用いたもの及び事前評価時に明記した資料及

びデータにより行う。

事前評価の有無にかかわらず、事後評価は全政策等において必ず実施する。

(6) 行政評価の結果の政策等への反映

行政評価の結果は、MS を有効に活用し政策等へ適切に反映させなくてはならない。評価結果に対しては、改善、見直し、統廃合、継続など必ず次年度以降の政策等の実施に関する判定を行わなくてはならない。

その際、学識経験者の高度な見識、専門的知識や実践的な経験を活用し、必要に応じ、意見や分析を求め、適切に政策等へ反映させる。

また、主要な政策等の評価結果を総合計画審議会へ報告し、意見を求め、総合計画推進本部会議を通じて次年度以降の実施に関する判定に反映する。

(7) 行政評価に関する情報公表

行政評価は、実施過程、評価結果を含め、原則すべてを公表する。

公表にあたっては、市民の目線に立ち、わかりやすく簡素な表現を用いるが、個人情報保護等には関係法令に従い、十分に配慮する。